

新飯田荘の実施設計について

健康福祉部

特養飯田荘の建替えについては、平成 28 年度に基本設計案を策定し、その後基本設計に基づいて実施設計業務を進めてきた。実施設計業務委託により実施設計案を策定し、これを基に次のように新たな施設の実施設計をまとめた。

1 実施設計の概要

- (1) 敷地位置及び面積 飯田市東栄町 3137 番地 2 他、3444.34 m²
- (2) 敷地が接する道路 北側：市道 1-05 号線（柳通り）、東側：飯田 73 号線
- (3) 建物概要

- ア 構造 鉄骨造一部木造平屋建て（倉庫部分のみ 2 階あり）
- イ 建築面積（全体） 2,014.50 m²（中庭部分に設置する倉庫の面積を含む。）
- ウ 延べ床面積（全体） 1,936.22 m²（うち介護予防拠点棟 180.049 m²）
- エ 高さ（最高部） 9.316m ※東側駐車場部分の現況の高さより
- オ 主な室

特養棟：事務室、特養居室 15 部屋、ショート居室 5 部屋、食堂兼機能訓練室、静養室、医務室、トイレ、汚物処理室、厨房、浴室、洗濯室、職員更衣室、職員休憩室、
介護予防拠点棟：カフェコーナー、機能訓練室

(4) 実施設計の特徴

- ・基本設計に基づき、特養の居室棟を木造平屋建てとし、その他の棟を鉄骨造一部 2 階建て耐火建築物として計画している。
- ・特養棟は、建物の北面及び東面に逆 L 字の形に居室を配置し、L 字の中央部分にスタッフコーナーを設置。スタッフコーナーから各居室棟を見渡せる配置とし、入所者の安全の確保とケアに係るスタッフの利便を図っている。また、中央部分に食堂等機能訓練室を配置し、入所者の共用スペースとしている。
- ・居室は、1 室の定員が 2 名の多床室であるが、部屋の中央に仕切りを設けることで、入所者のプライバシーの確保に配慮している。
- ・敷地への出入りは、敷地北側の市道 1-05 号線（柳通り）に設ける入口からの出入りを主とする。また、厨房への食材等の搬入のための入口を東面の市道飯田 73 号線沿いに設ける。
- ・建物の出入口は、西面に設け、入口を入れて左側が特養の受付、右側が介護予防拠点棟の受付とした。介護予防拠点棟には、カフェコーナー及び機能訓練室を設け、カフェコーナーでは、認知症カフェの開催を、機能訓練室では、介護予防教室や健康づくりのための集まりの開催を、それぞれ予定している。
- ・建物は、次世代省エネルギー基準を満たす断熱性能とし、居室、食堂等は、エアコンによる冷暖房、浴室と厨房は床暖房を採用。インフルエンザ対策等に考慮して調湿空調機を採用している。
- ・また、災害時の電源確保のために太陽光発電装置（10kw）を設置する。

2 事業費の概算（予算額）

| | |
|-------------|------------|
| 全体事業費 | 871,383 千円 |
| 内訳 施設改修費工事費 | 708,500 千円 |
| 施設解体工事費 | 130,000 千円 |
| 設計業務等委託料 | 32,883 千円 |

3 今後の建替え業務の進め方（予定）

実施設計の決定後、次のように建替え業務を進める予定である。

(1) 実施設計の説明

9月22日 社会文教委員会協議会での説明

9月下旬 建設予定地自治会への説明

10月 橋北まちづくり委員会への説明

(2) 県の事業審査、県への補助金交付申請

9月下旬 補助事業申請

10月下旬 補助内示

(3) 入札、工事契約

11月上旬 工事入札公告

11月下旬 工事入札、仮契約

12月 工事契約議案提出

12月下旬 本契約

(4) 工事、移転、現施設撤去

12月下旬～30年1月上旬 工事着工

30年10月 建設工事竣工

30年11月 現施設から新施設への移転

30年11月～現施設撤去工事

4 添付資料

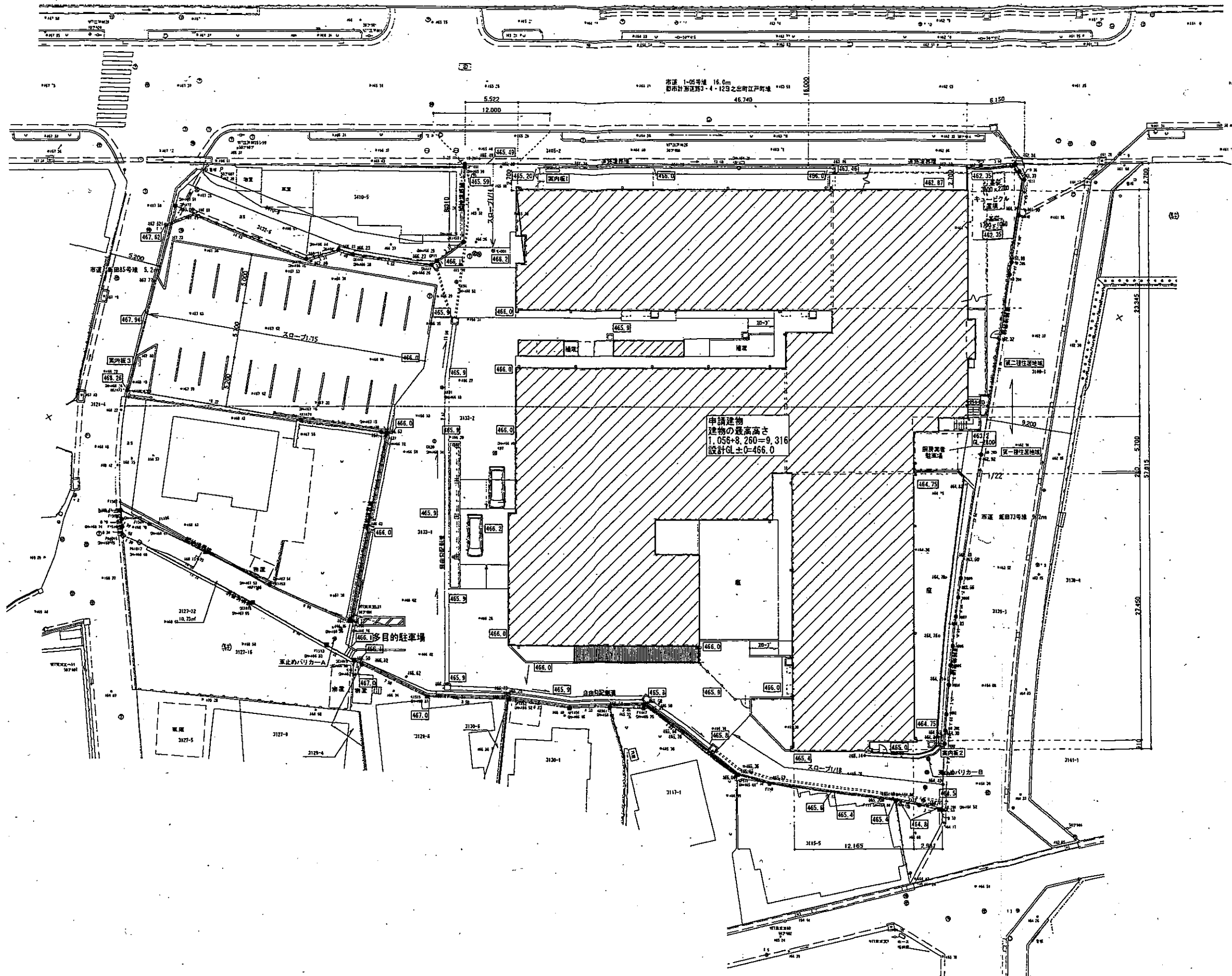
(1) 配置図

(2) 平面図

(3) 屋根伏図

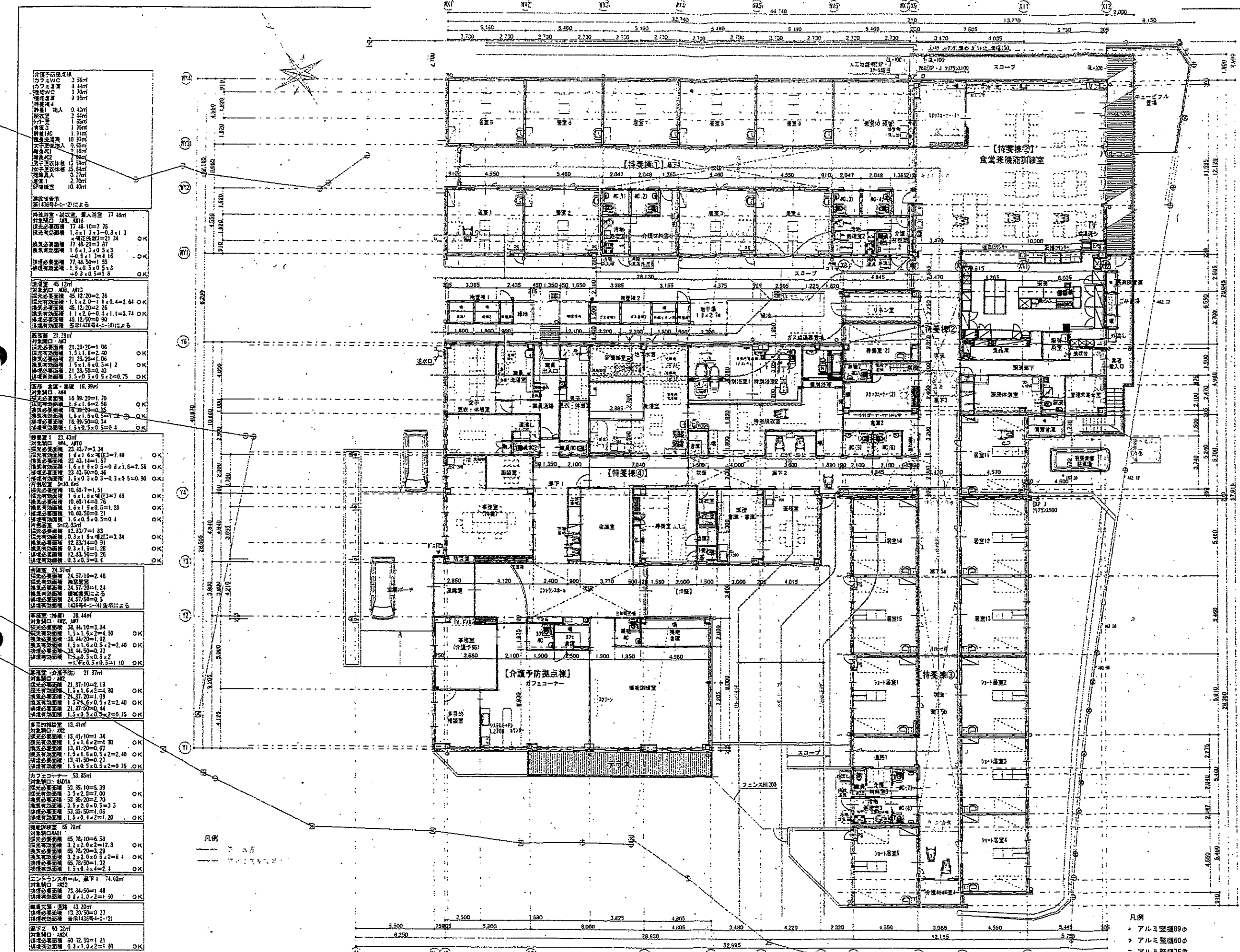
(4) 立面図

(5) パース

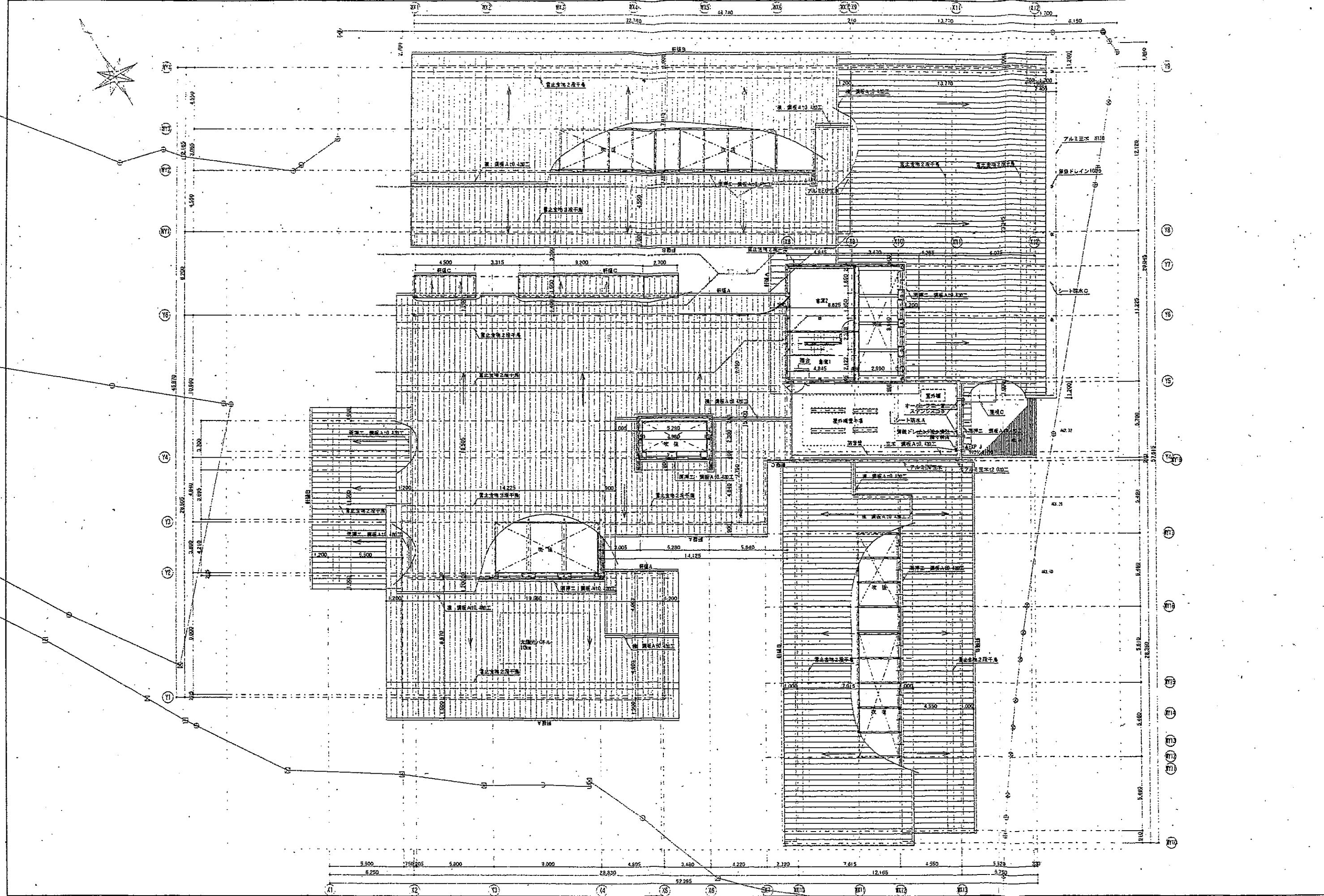


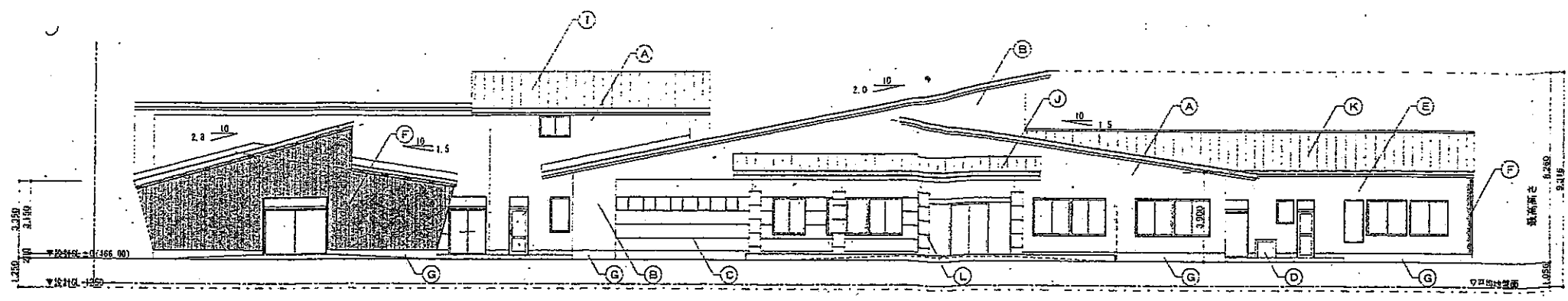
凡例
 ・設計GL=466.0m
 ・425.0は造成後高さ
 ・425.0は既存高さ

| | | | | | | |
|--------------|--|-------------|--------------------------------------|--|-----------|-------------|
| 年月日 125.7 | 所長 部長 主任 課長 技師 技士 技師 技士 技師 技士 技師 技士 技師 技士 | 飯田市建設部地域計画課 | 鈴木建築設計事務所 1級建築士事務所登録第(下伊)J第12011号 | 工事名 平成29・30年度 特別養護老人ホーム飯田荘建設事業 建築工事 | 図名 配置図 | No. A-11 |
|--------------|--|-------------|--------------------------------------|--|-----------|-------------|

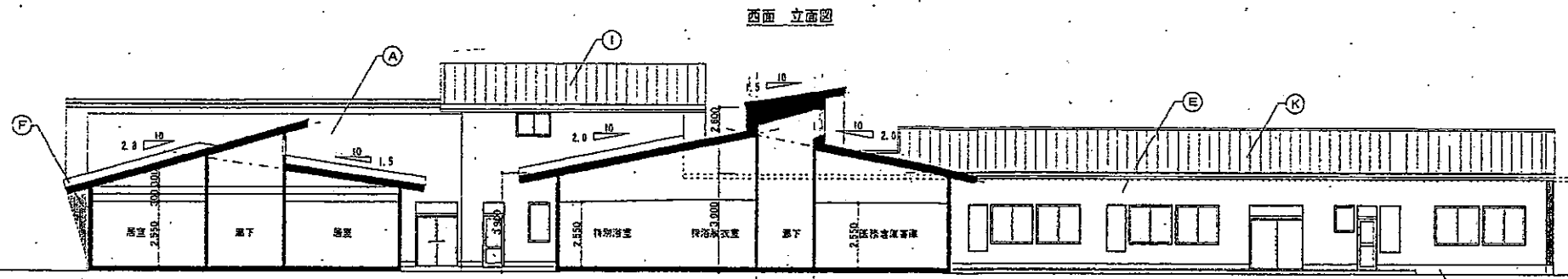


| | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 待客棟① WC1 2.1 x 3.1m 洗面所 2.1 x 3.1m 浴槽 2.1 x 3.1m 床 2.1 x 3.1m 机 2.1 x 3.1m 床 2.1 x 3.1m 洗面所 2.1 x 3.1m 洗面所 2.1 x 3.1m 洗面所 2.1 x 3.1m | 待客棟② WC2 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m | 待客棟③ WC3 2.5 x 3.3m 洗面所 2.5 x 3.3m 洗面所 2.5 x 3.3m 洗面所 2.5 x 3.3m 洗面所 2.5 x 3.3m 洗面所 2.5 x 3.3m 洗面所 2.5 x 3.3m 洗面所 2.5 x 3.3m 洗面所 2.5 x 3.3m 洗面所 2.5 x 3.3m | 待客棟④ WC4 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m | 待客棟⑤ WC5 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m | 待客棟⑥ WC6 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m | 待客棟⑦ WC7 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m | 待客棟⑧ WC8 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m | 待客棟⑨ WC9 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m | 待客棟⑩ WC10 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m 洗面所 3 x 3.7m |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

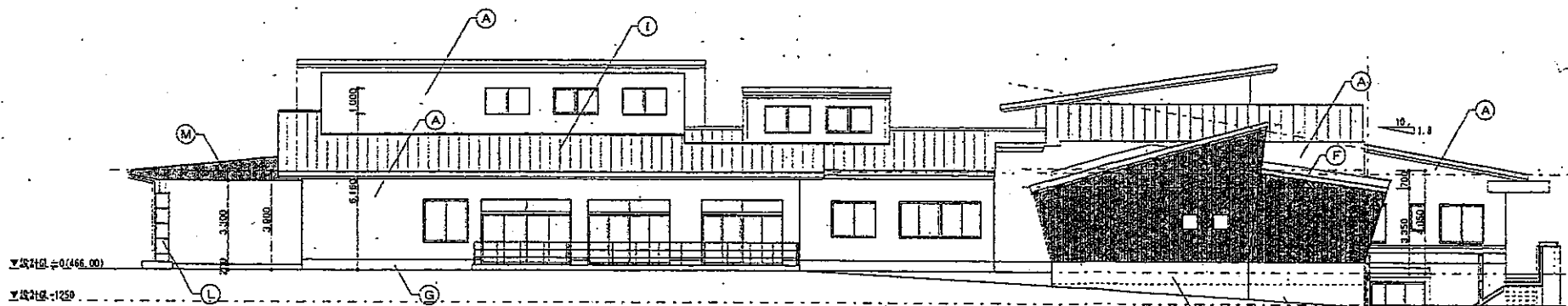




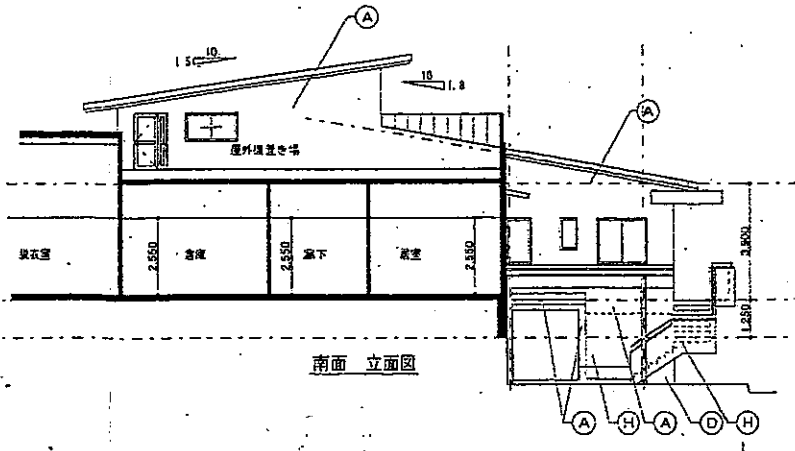
- (A) 外壁A 塗材A 外断熱t70
- (B) 外壁B 塗材B 外断熱t70
- (C) 外壁C 吹付A コンクリート下地
- (D) 外壁D サイディングA 塗材C
- (E) 外壁E サイディングB
- (F) 基礎巾木A 吹付A 断熱用モルタル塗
- (G) 塗材A コンクリート下地
- (H) 屋根A
- (I) 屋根B
- (J) 屋根C
- (K) ポーチ柱 塗材A ポーチタイル
- (L) サイディングC



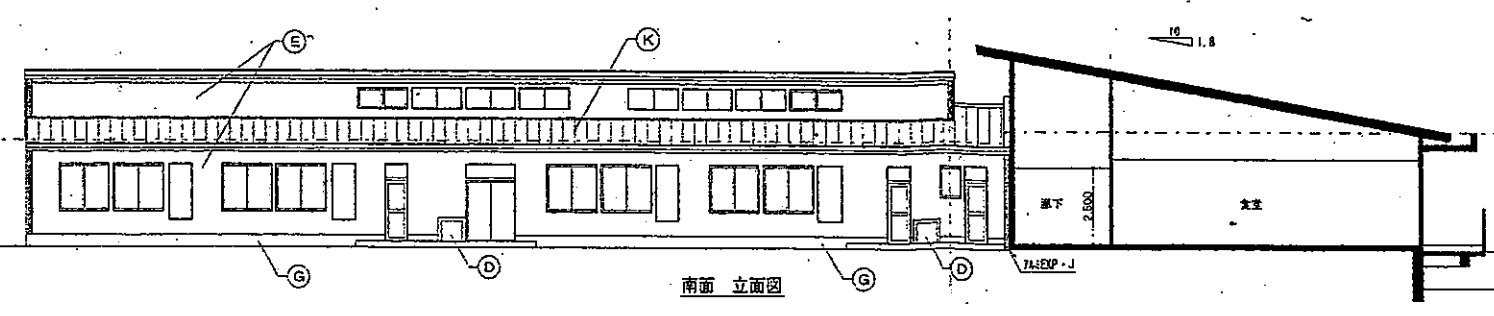
西面 立面図



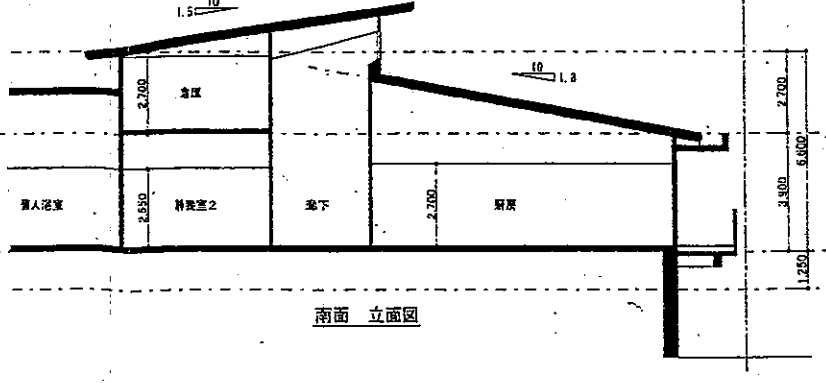
南面 立面図



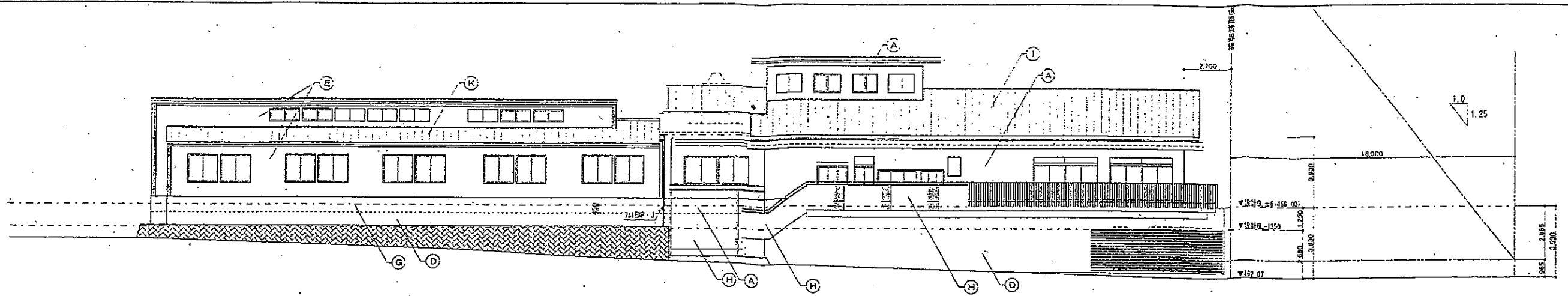
南面 立面図



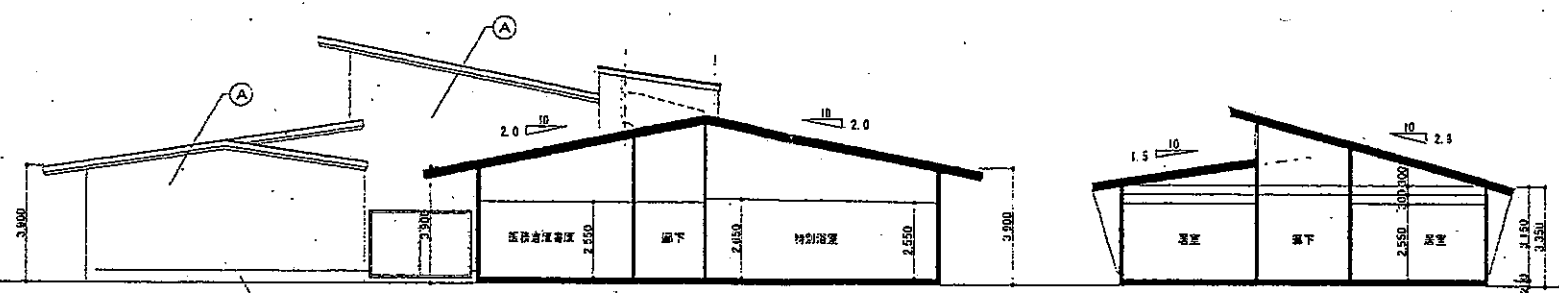
南面 立面図



南面 立面図

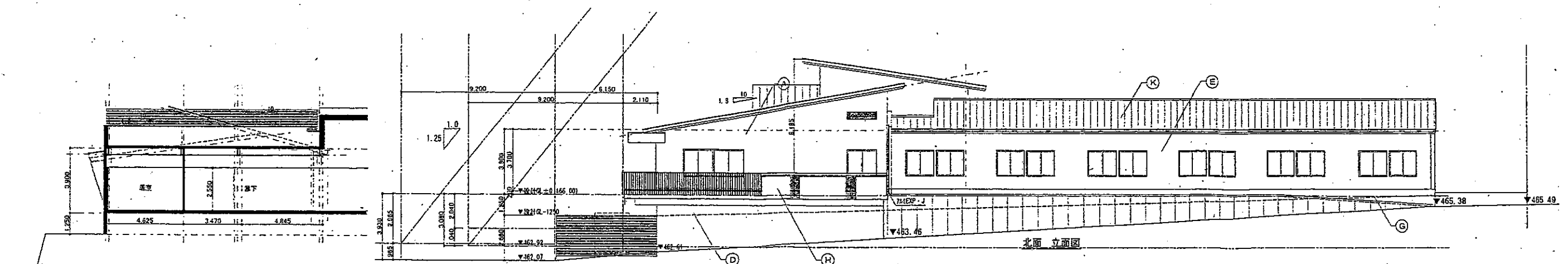


東面 立面図

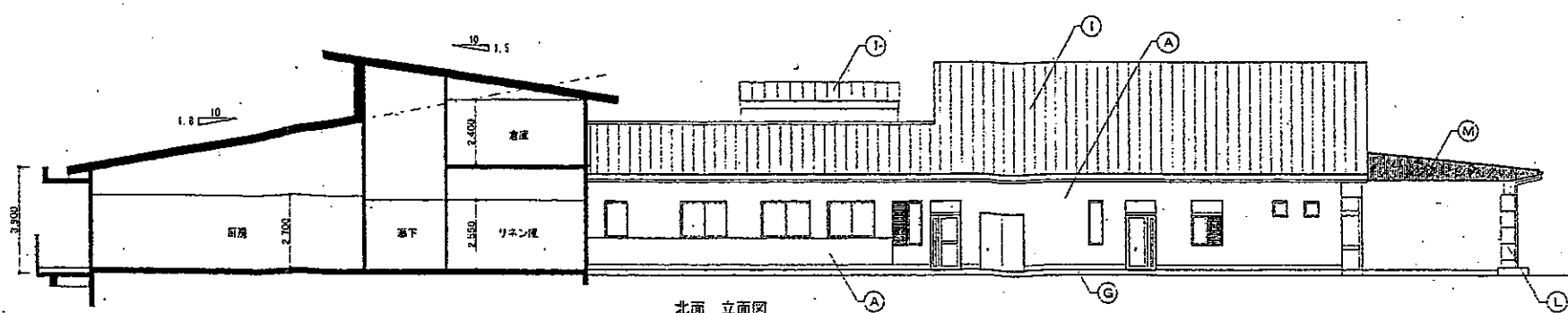


東面 立面図

- (A) 外壁A 塗材A 外断熱L70
- (B) 外壁A 塗材A 外断熱L120
- (C) 外壁B 塗材B 外断熱L70
- (D) 外壁C 吹付A コンクリート下地
- (E) 外壁D サイディングA 塗材C
- (F) 外壁E サイディング白
- (G) 基礎巾木A 吹付A 断熱用モルタル塗
- (H) 塗材A コンクリート下地
- (I) 屋根A
- (J) 屋根B
- (K) 屋根C
- (L) ポー子柱 塗材A ポーダータイル
- (M) サイディングC

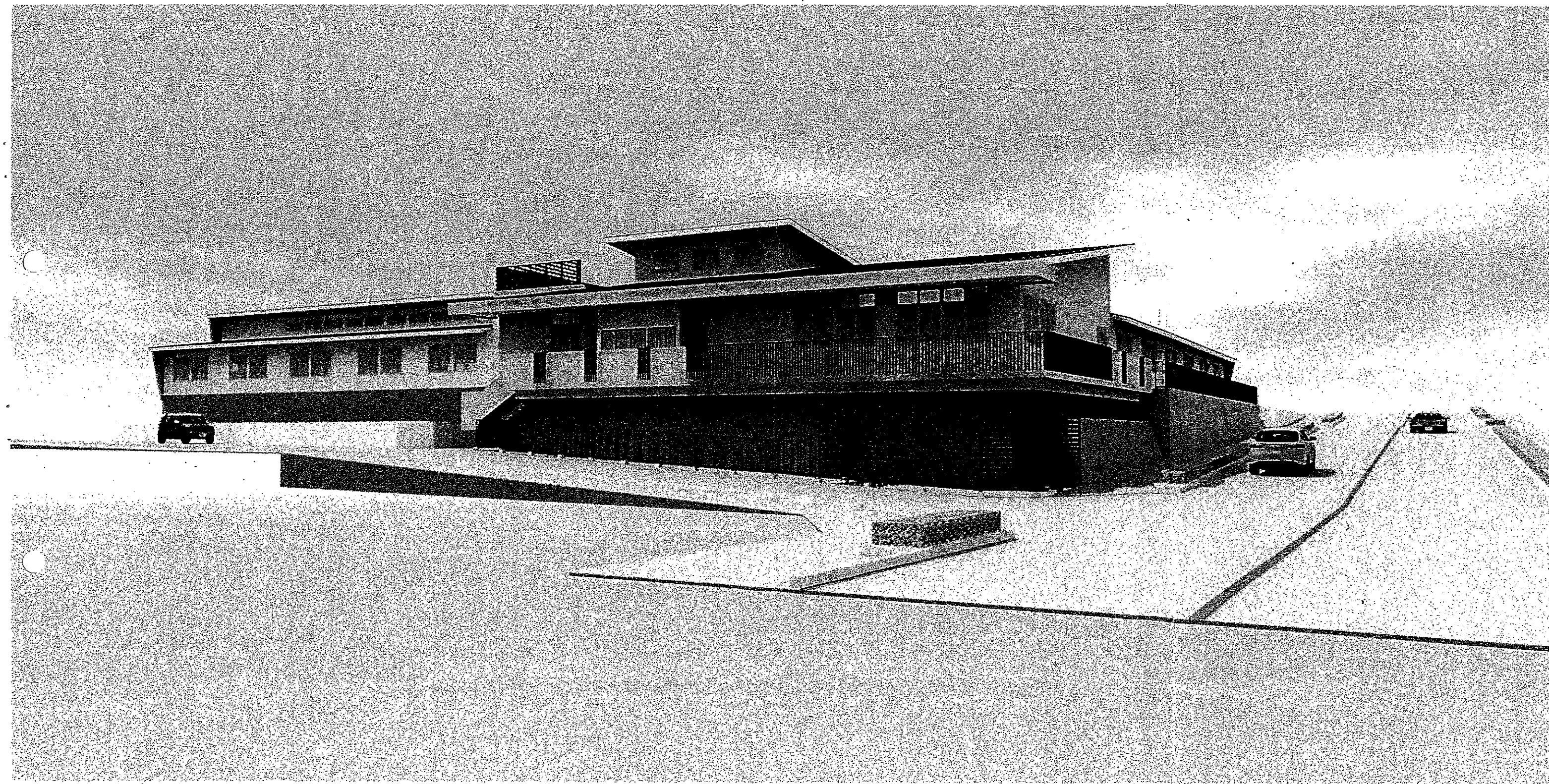


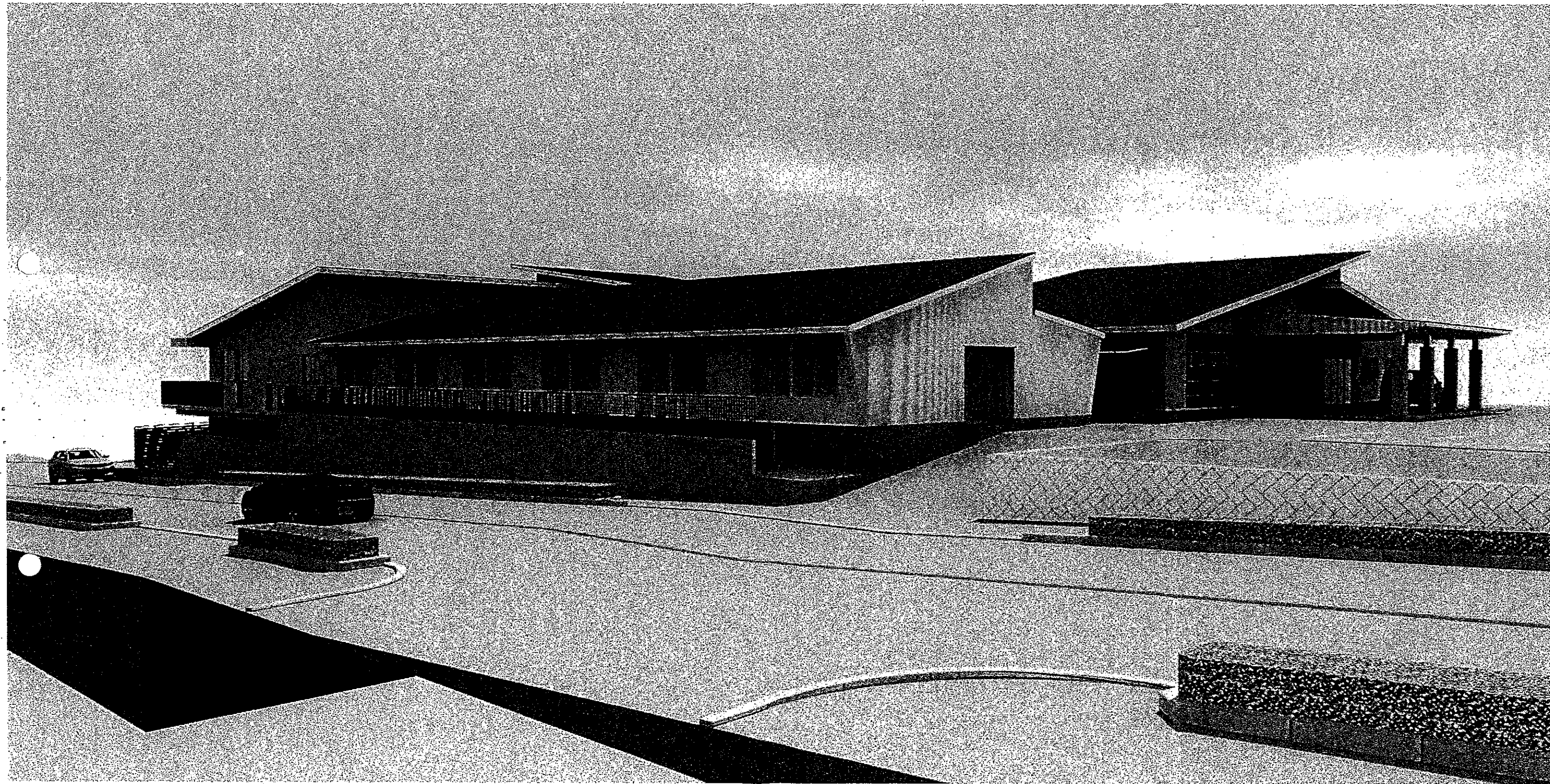
北面 立面図



北面 立面図

図面詳細は明らかに標準基準法を
満足しているため採材は行わない。





子ども福祉医療費の現物給付化について

- ・国は、平成 30 年 4 月から、未就学児までの医療費助成については、国民健康保険国庫負担金の減額（以下「ペナルティ」いう。）を行わない方針を示しました。
- ・県は、ペナルティ及び※附加給付停止分を 2 分の 1 補助する事で、中学 3 年生までのすべての子どもの医療費について、平成 30 年 8 月に県下一斉に※現物給付化とすることを、平成 29 年 4 月 13 日の知事会見で表明をしました。これを受けて、すでにいくつかの町村では対象を 18 歳以下までとするなど、方針を表明されているところもあります。
- ・飯田市としては、中学 3 年生までとするか、現在の償還払い方式による福祉医療費助成の対象である満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日までとするか、下伊那各町村と情報共有をする中で検討を行ってきました。その結果、現在の償還払い方式による福祉医療費助成の対象である、満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日までとすることのメリットが大きいと考えています。
- ・今後、医師会等とも調整の上、市議会第 4 回定例会にて制度改正に必要な条例改正案および補正予算案を提案する予定です。

※附加給付・・・1 レセプトの自己負担額のうち、限度額を超過した分を払い戻す制度で、保険者ごと異なる
※現物給付・・・受給者へ現金ではなく、医療の給付という「現物」を「給付」すること

1 制度の概要

- (1) 開始時期 平成 30 年 8 月診療分より
- (2) 対象者 子ども（県の意向は中学 3 年生まで）
- (3) 内容 対象者が、保険対象外など一部例外を除き、1 レセプト一定の受給者負担金を支払うことで、医療（入院・通院・調剤等）を受けられます
- (4) 方法 医療機関の窓口で、専用の受給者証を提示します

2 現状

現在飯田市は、満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日までの子どもを福祉医療の対象として、1 レセプト 500 円までの受給者負担金、償還払い方式で医療費を給付しています。

3 導入後

医療機関窓口で 1 レセプト一定額の受給者負担金を徴収、一定額を超えた分については、窓口負担が無く医療を受けられます。窓口負担が少なくなることにより、早期治療を受ける機会が増え、重症化予防の期待ができます。

(1) 中学 3 年生まで導入した場合（県下一斉レベル）

メリット

- ・ペナルティ、附加給付停止分について、すべて県の補助対象となります。
- ・医療費等が増加した場合も、中学生 3 年生までの分に抑えられます。

デメリット

- ・中学卒業までは現物給付方式、中学卒業後から満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日までは償還払い方式となるため、受給者に分かりにくく、医療機関も事務が煩雑となります。
- ・中学卒業時に、償還払い方式用の受給者証の送付が必要となります。

(2) 満 18 歳以降の最初の 3 月 31 日まで導入した場合

メリット

- ・子ども福祉医療費の助成期間＝現物給付方式となるため、受給者にも分かりやすく、事務手続きが簡略化され医療機関にも理解されやすい。
- ・長野県の現物給付方式を行うと、償還払い方式で福祉医療費を給付するために委託していた医療機関等に支払う事務手数料の単価が下がり、事務経費の削減効果が大きくなります。

デメリット

- ・高校生世代のペナルティ、附加給付停止分は県補助対象とならないため、すべて持ち出しとなるほか、医療費の増加の影響など財政負担への影響が少なからずあります。（裏面あり）

4 予想される財政負担（飯田市の試算）

(1) 現物給付対象を中学生3年生まで（単位：千円）

| | 現状 | ⇒ 現状に現物給付導入 ⇒ | 波及増※ |
|-----------|----------------|--------------------------|--------------------------|
| 一般会計分 | 188,058 | 165,270 (△22,788) | 180,097 (△ 7,961) |
| 国保特会分 | 80,358 | 82,266 (+ 1,908) | 89,670 (+ 9,312) |
| 総計 | 268,416 | 247,536 (△20,880) | 269,767 (+ 1,351) |

(2) 現物給付対象を満18歳以降の最初の3月31日まで拡大

| | 現状 | ⇒ 現状に現物給付導入 ⇒ | 波及増※ |
|-----------|----------------|--------------------------|--------------------------|
| 一般会計分 | 222,947 | 198,810 (△24,137) | 216,654 (△ 6,293) |
| 国保特会分 | 90,092 | 93,179 (+ 3,087) | 101,566 (+11,474) |
| 総計 | 313,039 | 291,989 (△21,050) | 318,220 (+ 5,181) |

※波及増については、現物給付方式を導入したある自治体の医療費の伸び率の実績を元に推計している

5 他市及び下伊那の町村の動向

現物給付方式の対象

○満18歳以降の最初の3月31日まで

- ・佐久市、小諸市

下伊那：松川町、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、喬木村、豊丘村、大鹿村

- ・伊那市、駒ヶ根市（子どもの入院、障がい者、母子等の子）

下伊那：高森町、阿南町（障がい者、母子等の子）

○中学3年生まで

- ・長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、千曲市、東御市、安曇野市

下伊那：下條村、泰阜村

- ・伊那市、駒ヶ根市（子どもの外来）

下伊那：高森町、阿南町（乳幼児等）

受給者負担金

○500円

- ・全市

下伊那：高森町

○300円

下伊那：松川町、阿南町、平谷村、根羽村、下條村、豊丘村、喬木村、売木村、天龍村、泰阜村、大鹿村、阿智村（未定）

飯伊の子ども福祉医療費の状況（平成29年4月1日現在）

| | |
|-------------------|---|
| 満18歳以降の最初の3月31日まで | 飯田市、松川町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、喬木村、豊丘村、大鹿村 |
| 中学3年生まで | 高森町、阿南町、泰阜村 |

・障がいのある子（平谷村は所得制限あり）、母子等の子（泰阜村以外は所得制限あり）は、満18歳の最初の3月31日まで

6 今後のスケジュール

12月 条例改正案・システム改修費補正予算案を市議会へ上程

1月～ システム改修、制度周知